



北海道の自然環境や気候風土にはぐくまれた美しく個性豊かな景観は、北海道が有する重要な資源・財産です。このような景観を守り、さらにその価値や魅力を高めていくことは、愛着と誇りの持てる地域づくり・まちづくりを進めていく上でも、また、観光振興や地域ブランドの創出など地域の活性化や交流拡大を図っていく上でも重要な役割を担っています。

平成16年の景観法制定以降、道内では北海道を含め13地方公共団体（平成22年8月現在）が景観行政団体となり、景観行政は徐々に進捗していますが、北海道における良好な景観形成をより一層推進するためには、道内の景観行政団体や関係機関それぞれが有している知恵や工夫を北海道全体で情報共有し、他の地域の景観づくりにも有意義に役立てられるようにすること、さらには、道内において景観形成を先導している景観行政団体等が密に連携して景観施策を効率的・効果的に展開していくことが重要です。

このため、北海道開発局と北海道は共同で、道内の景観行政団体等に呼びかけ、道内景観行政団体等による景観づくりネットワークの構築や連携した景観形成施策の展開など、全国の他の地域では行われていない北海道独自の取組を開始しました。

北海道における美しい景観形成の 推進を目指して

〈道内景観行政団体による景観づくりネットワークの構築と
連携した景観形成施策の展開〉

北海道開発局事業振興部都市住宅課



1 北海道における良好な景観形成の取組状況

景観形成の取組には、大きく分けて2種類の取組があります。一つは、道内各地で様々な主体により展開されている「景観づくりの活動」、もう一つは、地方公共団体が景観法及び関連制度を活用して取り組む「景観行政（規制、誘導）」です。

前者としては、沿道の住民や商店街の方々が歩道等の花植えや清掃に取り組むボランティア・サポート・プログラム、地域のNPO等活動団体の方々が主体となり行政と連携して「美しい景観」づくり等に取り組むシーニックバイウェイ北海道の活動など、様々な主体により様々な取組が行われています。

後者の景観法及び関連制度を活用して取り組む景観行政の取組は、地方公共団体が景観計画を策定し、良好な景観形成のための規制・誘導を図るものですが、

景観計画を定めるには、まず景観行政団体になる必要があります。

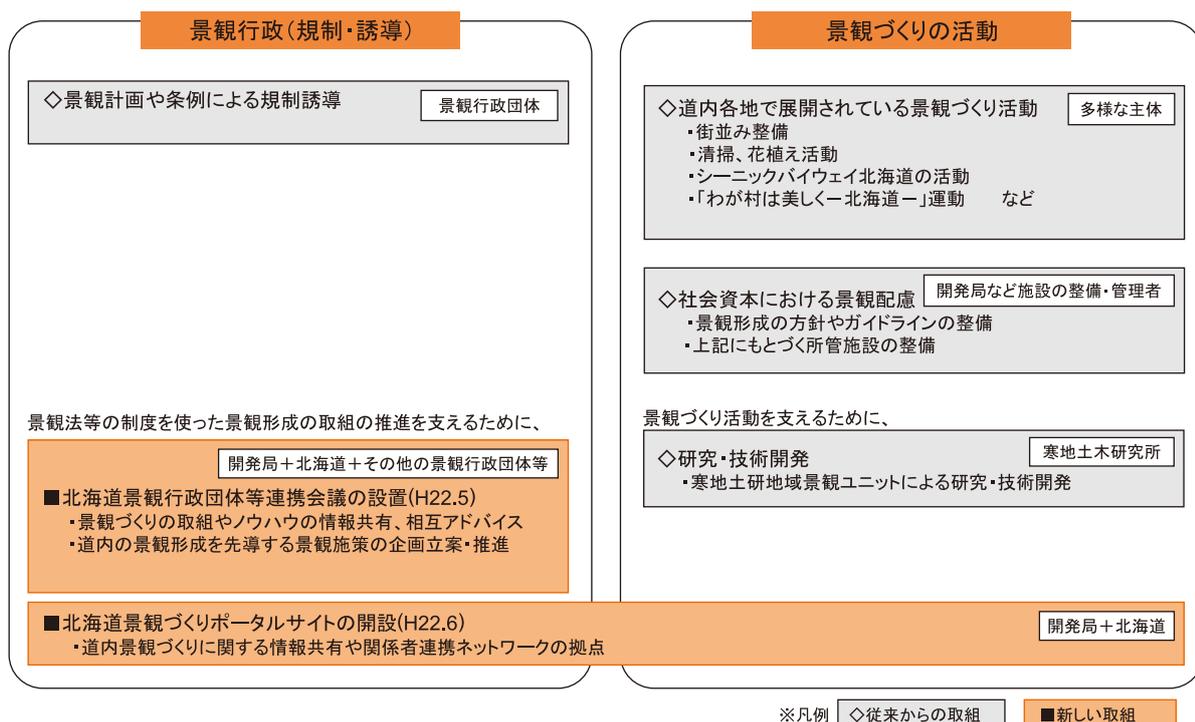
景観行政団体とは、「景観法を活用した景観行政を推進する地方公共団体」をいい、都道府県、政令市、中核市、都道府県の同意を得た市町村が景観行政団体となることができます。平成16年の景観法施行以来、道内では現在13の地方公共団体が景観行政団体になっています。全国では453の地方公共団体が景観行政団体になっているので、道内の団体数は決して多い状況ではありません。

自動的に景観行政団体となった地方公共団体：

北海道、札幌市、旭川市、函館市

知事同意を得て景観行政団体となった地方公共団体：

小樽市、清里町、美瑛町、平取町、東川町、長沼町、当別町、黒松内町、釧路市



2 北海道における景観形成の推進を目指した新しい取組

(1) 北海道景観行政団体等連携会議の設置

北海道開発局と北海道は、道内各地の景観形成をより一層、かつ、効率的・効果的に推進していくため、道内の景観行政団体に呼びかけ、平成22年5月に北海道景観行政団体等連携会議を設置しました。連携会議は、北海道開発局、北海道、道内景観行政団体及び参加を希望する市町村で構成し、このような道内景観行政団体等が連携を図り、

- ① 先進的な取組事例や道内における景観形成に有用な取組事例についての情報交換及び相互アドバイス
- ② 北海道の景観形成を先導する景観施策
- ③ 景観資源を観光振興や地域活性化につなげていく施策

などを展開していくことを目指しています。

既に、後述する「北海道景観づくりポータルサイト」を活用して、景観法及び関連制度を活かした景観形成に関する取組やノウハウの情報共有の取組を開始しており、今後、道内景観行政団体等が連携した景観形成施策の検討・展開していく予定です。

(2) 北海道景観づくりポータルサイトの開設

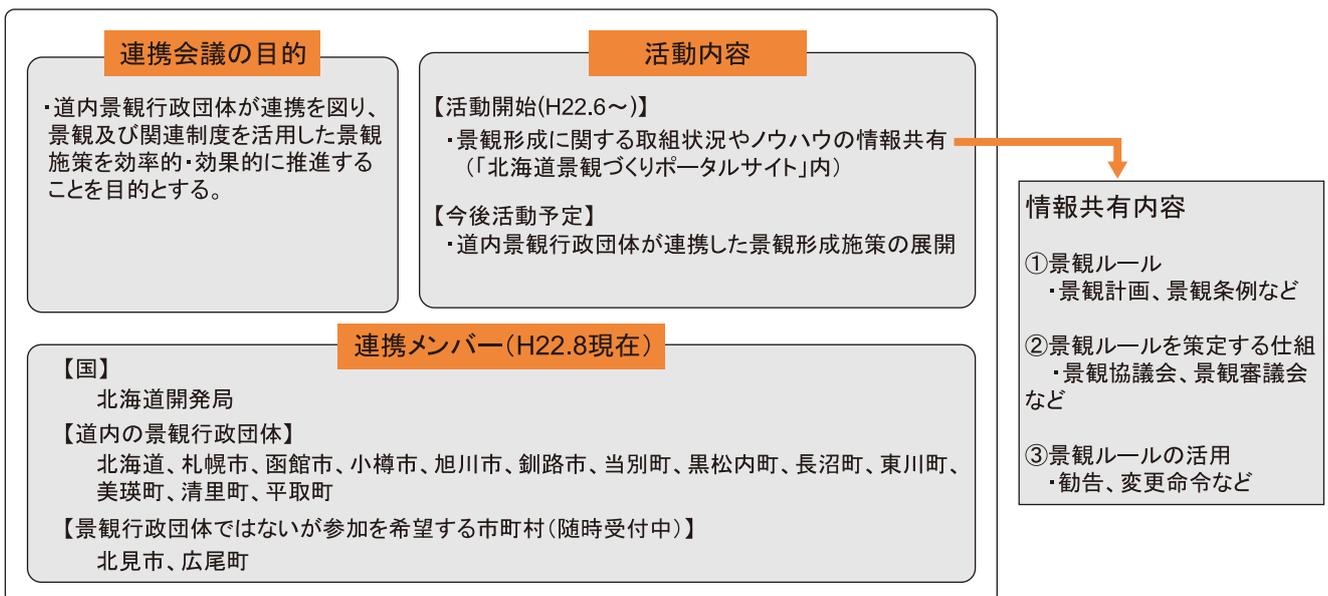
北海道開発局と北海道は、北海道景観行政団体等連携会議の設置に続き、平成22年6月には道内景観づくりに関する情報共有や関係者連携ネットワークの拠点となる北海道景観づくりポータルサイトを開設しました。

本ポータルサイトは、北海道開発局と北海道が共同で運営しています。平成22年8月現在の掲載項目は次のとおりですが、道内各地での良好な景観形成に有意義に役立つよう、今後とも内容の充実を図っていく予定です。

※ 北海道景観づくりポータルサイト

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/toshi/keikansite/index.html

北海道景観行政団体等連携会議



ポータルサイト掲載項目一覧 (H22. 8 現在)

- 1 景観づくりへの参加に関するご案内
 - (1) イベント・コンテスト等のご案内
- 2 北海道の美しい景観づくりに関する知見
 - (1) シンポジウム・フォーラムなど
 - (2) 調査報告・レポート
 - (3) 地域独自のガイドライン
 - (4) 寒地土木研究所における調査研究
 - (5) 北の造園遺産
- 3 道内各地での景観づくり活動
 - (1) 清掃美化活動
 - (2) 植樹・植栽活動
 - (3) 広告看板・建築・工作物に関するルール
 - (4) ビューポイントの整備
- 4 景観行政の取組状況
 - (1) 景観行政の取組状況
 - (2) 屋外広告物行政の取組状況
 - (3) 北海道の景観行政
 - (4) 道内の景観計画
 - (5) 道内の景観地区
 - (6) 景観行政推進に関する実態調査の結果等
- 5 景観づくりのネットワーク
 - (1) 北海道景観行政団体等連携会議

*

北海道開発局及び北海道は、「北海道景観行政団体等連携会議」と「北海道景観づくりポータルサイト」が北海道における景観づくりネットワークの拠点となり、さらに、道内において景観形成を先導している景観行政団体等が連携して北海道独自の先駆的な景観形成施策を検討・展開していくことで、北海道らしい個性豊かな美しい景観形成の一層の推進を目指しています。

◇北海道景観づくりポータルサイト掲載情報の募集について

連絡先

北海道開発局事業振興部都市住宅課計画調整係
 〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目
 札幌第1合同庁舎
 TEL 011-709-2311 (内線5867)
 FAX 011-709-2800
 E-mail kumada-h22aa@hkd.mlit.go.jp

募集期間

随時受け付けています。

情報提供いただきたい内容

- ① 景観づくりに関するイベント、コンテスト、シンポジウム、フォーラム等の開催情報
- ② 地域独自に作成しているガイドライン
 - ・例えば、街並みガイドライン、デザインガイドラインなど、市町村独自のガイドラインやルールの情報
- ③ 景観づくり活動
 - ・例えば、広告看板や建築物のルールづくりなど街並み景観づくり、並木保全、植樹植栽、清掃美化などの沿道景観づくりなど、道内各地で取り組まれている景観づくり活動と活動に携わっている団体(団体名など)の情報